

令和5年度第5回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和5年8月31日（木）午後1時30分～午後3時50分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員（欠席 10番：小長野委員）

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内飴 達也
7番	猶木 悟	17番	西 泰行
8番	市蘭 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員（欠席 3番：松永委員 11番：扇蘭委員）

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一	10番	宇都 和義
5番	池端 隆志	11番	扇蘭 弘行
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
05. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
07. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
09. 議案第7号 農地の利用目的変更願について
10. 議案第8号 非農地証明願について
11. 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
12. 議案第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
13. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
始良農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	<p>ただいまから、令和5年度第5回、始良市農業委員会総会を、開会いたします。農業委員10番 農業委員より 本日、欠席の届がありましたので、出席農業委員は、19名中18名となりますが、定足数には達しておりますので、本総会は、成立しております。</p> <p>——— 会務報告 ———</p>
議長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>〔事務局 報告〕</p> <p>——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———</p>
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	<p>それでは、農業委員11番、農業委員、農業委員12番、農業委員に、お願いいたします。</p> <p>——— 日程第2 会議書記の指名 ———</p>
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐と、振興係長を指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

—— 日程第3 議案第1号(3件) ——

議長

次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から3番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、令和5年8月31日、契約の始期は、令和5年9月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、5年間で1件、10年間で2件、合計3件、4,760㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長

これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員

はい、14番農業委員です。2番についてですが、借人は、鹿屋市在住で、10年間、始良市内の畑で野菜をつくりたいとの事ですが、判断基準としては、週に1、2回の通作が出来ればよい等の、判断基準があるのでしょうか。確認です。

事務局

2番の借人〇〇さんにつきましては、実家が始良市内にあり、実家には農機具等も揃っております。また、月に1、2回は、実家に帰ってくるということでありました。

議長

他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

—— 日程第4 議案第2号(1件) ——

議長

次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。1番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は3ページです。今月の件数につきましては、1件です。それでは、1番につきまして、説明いたします。譲受人は、霧島市の〇〇です。譲渡人、福岡県在住の、〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山〇〇番、登記地目は畑、面積は2,787㎡です。対価につきましては、総額、1,950,900円で、10アール当たりの単価が、700,000円ということで、決定いたしました。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、あっせんの経過報告をお願いします。

委員

はい、農業委員17番です。あっせんの経過につきまして説明いたします。加治木町日木山〇〇番、地目は畑、面積は2,787㎡について、令和5年8月14日午前10時より、加治木総合支所の会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と10番推進委員、3番農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、畑1筆で、合計面積が2,787㎡、総額1,950,900円、10アールあたりの単価700,000円で、成立いたしました。今後の手続きとしまして、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定です。以上で農地あっせんの報告を終わります。

議長

これより、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、質疑に入ります。1番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員

はい、12番推進委員です。これは、お茶畑なのでしょうか、ただの畑なのでしょうか。

委員

はい、17番農業委員です。成園になっております。

<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>他に質疑はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>———— 日程第5 議案第3号(2件) ————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第3号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページからです。今月の申請件数につきましては、2件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が2筆、田が1筆。面積が、634㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年8月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は2人、農業用機械は軽トラ1台、草払い機3台で、トラクター等を購入する予定としています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆、面積は、513㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番推進委員です。調査報告いたします。令和5年8月11日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農業用機械は、耕運機、草払機等揃っております。現在、奥さんと申請地の3分の1程度を借りて野菜を作っております。残りの農地も耕作していきたいとの事です。また、申請地は自宅の隣接地であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>はい、14番農業委員です。2番の案件についてですが、下限面積が撤廃されてから、初めてのケースであり質問いたしますが、今後もこのようなケースが出てくるのでしょうか。第3種農地で問題ないとのことでの、判断であるのでしょうか。</p>
事務局	<p>畑を耕作できる機械や人員が揃っていれば、面積だけが要件ではありません。以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり決定いたしました。</p>

—— 日程第6 議案第4号(3件) ——

議長

次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は5ページとなっております。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、加治木町反土の田が2筆で、合計1,070㎡となっております。こちらの申請地のほうは、令和5年5月10日に5条申請で、4区画の宅地造成の許可を得ておりましたが、今回、隣接地も一体利用で6区画の宅地造成へと事業計画の変更が提出されております。この後の、議案第6号の6番で、5条申請も同時に提出されております。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、議案第6号の6番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約310mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地と市道、南が宅地と雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。関係機関との協議状況につきましては、土地改良区の意見書があります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、平松の田が1筆で、1,229㎡のうちの75㎡となっております。こちらの申請地のほうは、昭和26年7月25日に5条申請で、貸資材置場で5条許可を得ておりましたが、今回、隣接地を6区画の宅地造成へ行うにあたり、この申請地も宅地造成の道路の一部として使用するため、今回、宅地造成の道路として、事業計画の変更が提出されております。こ

議 長	<p>の後の、議案第6号、5条申請の7番のほうでも、5条申請が同時に提出されております。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、議案第6号の7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が宅地と里道、北が河川です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、350㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和4年6月6日付けで、建築条件付売買予定地とすることで、許可を得ておりましたが、地形が分譲用地に適さず、資材置き場として利用したいとの事で、事業計画の変更が提出されております。この後の、議案第5号、農地法4条申請の4番のほうで、4条申請も同時に提出いただいております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、議案第5号の4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約230mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が県道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、整地は完了しており、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>これより、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p> <p>———— 日程第7 議案第5号(4件) ————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第7、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆で、648㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は貸資材置場となっております。貸資材置場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、7番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑と宅地、西が市道、南が里道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件お</p>

	<p>よび特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が2筆で、合計で334.31㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は貸店舗建築となっております。すでに貸店舗が建築されており、始末書のほうが参考資料の20ページに添付されております。今回、貸店舗がすでに建築されていたので、事務局から転用指導をさせていただき、今回の申請に至っております。内容としましては、令和5年の6月頃に、すでに建築したとの内容が、記載されております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が雑種地、南が4条申請地と宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性として、始末書があり転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆で、142㎡です。隣接地と一体利用する計画で、全事業面積は627㎡であります。農地区分は第3種農地で、転用目的は月極駐車場となっております。先ほどの、2番の申請地の隣接地となっております。こちら、店舗を建築した際に、月極駐車場の整地がされていたため、こちらから転用指導をいたしまして、始末書のほうが25ページに、添付されております。建築後に農地法の許可を取ればよいとの認識であった、との事でした。以上で説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が4条申請地です。申請実現の確実性としましては、始末書があり、転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、350㎡です。こちらが、先程の事業計画変更申請の3番の申請地となっております。農地区分は第1種農地で、転用目的は資材置場となっております。資材置場として利用したいとの事です。第1種農地であるため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第4号の3番で、農業委員2番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、12番推進委員です。議案5号の2番についてですが、面積が334.31㎡となっておりますが、図面を見ると331㎡と示されています。合わないかと思いますが。
事務局	参考資料の17ページになりますが、今回の申請地は2筆となっております。〇〇番の面積が331㎡、〇〇番の面積が3.31㎡となり、合計で、334.31㎡となっております。
議 長	他にございませんか。それではお諮りいたします。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番に

	<p>ついて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p>———— 日程第8 議案第6号(16件) ————</p>
議長	<p>次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から16番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページから14ページでございます。今月の申請件数につきましては、16件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆、面積は450㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、山林で、申請地が山際にあり、譲渡人が相続した際から、耕作放棄地となっている為、山林として管理したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が里道、南が山林、北が畑と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆、面積は380㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他1名、申請地は、東餅田の田が3筆、面積は1,607㎡となっております。隣接の宅地と一体利用で、全事業面積は、1,754.41㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、共同住宅で、共同住宅1棟を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地と里道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、東餅田の畑が1筆、面積は81㎡となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は、479.83㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、通路で、隣接の自宅用通路としたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が市道、南が宅地、北が5条申請地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他1名、申請地は、平松の田が1筆、面積は664㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、事務所の建築で、申請地に事務所を建築し、自社の経営安定を図りたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約170mの位置です。被害防除現況としましては、東が原野、西が田、南が県道、北が里道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、

	<p>現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田が1筆、面積は917㎡のうちの、580㎡となっております。こちらが議案第4号事業計画変更申請の1番の申請地、関連のある案件となっております。隣接地と一体利用で、全事業面積は、1,710.09㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、6区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第4号の1番で、推進委員12番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他5名、申請地は、平松の田が8筆、合計面積は、2,814㎡となっております。議案第4号の2番と関連案件となっております。隣接里道と一体利用で、全事業面積は2,960㎡です。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成と道路で、9区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましても、議案第4号の2番で、推進委員5番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が3筆、面積は460㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅</p>

	<p>地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、松原町の畑が1筆、面積は532㎡の内の、264㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約320mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑と宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が1筆、面積は1,420㎡となっております。隣接の雑種地との一体利用で、全事業面積は、4,895㎡となります。所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。令和5年7月12日に農振除外の完了公告がなされた農地となっております。転用目的は、グラウンドゴルフ場で、隣接するグラウンドゴルフ場の拡張を行いたいとの事です。この後の補足説明にて、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張、既存施設面積の2分の1を超えないものであれば、不許可の例外に該当するとなっております。参考資料の57ページに面積を記載しております。既存施設面積の2分の1を超えないとの事で、不許可の例外となっております。県農業委員会ネットワーク機構へ</p>

	<p>の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が里道、南が雑種地、北が水路です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が1筆、面積は215㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。第1種農地とのことで、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他1名、申請地は、脇元の田が1筆と畑が1筆、面積は1,215㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、貸駐車場と貸駐輪場で、譲受人が代表を務める晃玄寺に、貸駐車場、貸駐輪場として貸したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が墓地、西が市道、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が3筆、面積は102㎡となっております。隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は1099.9㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、宅地拡張で、施設の広場が必要な為、との事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他1名、申請地は、西餅田の畑が2筆、面積は865㎡となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は938㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道と宅地、南が宅地、北が市道と宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他1名、申請地は、平松の畑が2筆、面積は757㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、2区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約450mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が鉄道用地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の

議 長	<p>結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、16番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、脇元の畑が2筆と田が6筆、合計面積は3,177㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、山林で、紅葉、楓、山桜等の植樹を行い、適正な自己管理を行っていきたいとの事です。参考資料の82ページに、事業計画の概要を添付しております。申請地が脇元、市街地のなかでの山林でもあり、事業内容は広葉樹の森、街中に緑のある場所をつくるとのことです。参考資料の82ページには、県の公益財産法人であるかごしまみどりの基金からの事業認定を得ており、助成金等も受けたなかで、計画をされているところです。県への確認のなかでは、街中なので山林がダメとはならず、県内の他市町村においても、街中に山林となるケースが多数ありますとの事でした。また、周辺農地にも影響がでないよう、緩衝地を5mほど設けるとのこと、また、樹高も5m以下になるように、管理を行いますとの内容で、計画の提出を頂いているところです。条件としては、周辺に影響がでないように被害防除計画書と誓約書を遵守する事と、隣接農地の用水路を確保することを、条件に付す予定としています。また、全体面積が3,000㎡を超えますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑と宅地と里道、西が水路、南が宅地、北が田と畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、被害防除計画書、誓約書を遵守する事、隣接農地への用水確保であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>

議 長	これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、10番、11番、16番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	———— 日程第9 議案第7号(2件) ————
議 長	次に、日程第9、議案第7号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は15ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が3筆、2,867㎡となっております。農地区分は、農用地区域内農地です。変更後は、盛土をして畑との事で、山からの出水があり、田としての利用が困難な為、畑として利用したいとのことです。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から北に、約780mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が田と宅地、南が田、北が里道となっております。申請実現の確実性としましては、営

	<p>農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、所有者は〇〇、議案第1号の2番で、利用権設定されております耕作者となっております。住所が鹿屋市との事で、確認しましたところ、実家がグラードの裏にあるとの事で、そこから耕作を行うとのことでした。申請地は、西餅田の田が1筆、711㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。用水の確保が困難な為、盛土をして畑として利用したいとの事です。以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北西に、300mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が田、北が水路、となっております。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第7号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>

—— 日程第10 議案第8号(1件) ——

議長

次に、日程第10、議案第8号、非農地証明願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は16ページになっております。今月の申請件数は1件となっております。申請人は〇〇、申請地は、平松の畑の2筆で654㎡です。農地区分は、第3種農地で、現況は宅地であります。昭和53年10月10日より、宅地となっているとの事で、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約120mの位置です。現況としましては、申請のとおり、宅地となってから45年程度たっていると認められます。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が原野、北が市道となっております。非農地として認める、やむを得ない理由としまして、宅地となってから、すでに20年以上経過しているもので、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第8号、非農地証明願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員

〔質疑・意見なし〕

議長

それではお諮りいたします。議案第8号、非農地証明願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員

〔賛成多数〕

議 長	<p>賛成多数により、議案第8号、非農地証明願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第11 議案第9号 ———</p>
議 長	<p>次に、日程第11、議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、それでは、議案第9号、農地中間管理事業（貸借）にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和5年9月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、資料18ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の19ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規1件、更新2件の合計3件となっております。申請面積は、新規226㎡、更新2,628㎡の合計2,854㎡です。設定する権利別は、賃貸借権が3件となっております。今回の設定地区は、住吉地区となっております。ご審議の方、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>これより、議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、原案のとおり、決定いたしました。</p>

議長

次に、日程第12、議案第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局
(農政課)

今年度より農政課で、担い手を担当させていただいております。よろしく申し上げます。それでは、議案第10号につきまして、ご説明させていただきます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、の資料をご覧ください。この基本構想は、市が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、今後の推進の基本方針を明らかにする為、県の基本方針に基づき、定めるものとされております。例えば、認定農業者や新規就農者の計画策定で、基準となる所得の目標であったり、その所得目標を達成するためのモデルとなる営農形態等が示されたものです。今回、令和5年4月1日の法改正に伴い、県の基本方針が見直しされた為、これに基づき本市においても、9月中に見直しを図るといった経緯となっております。今回の見直しについては、資料の四角で囲っている部分になりますが、大きくは、3つのポイントになります。ひとつが、農業を担う者の育成に関する事項で、追加事項となります。次に、農業経営基盤促進事業に関する事項を、一部追加しております。最後に、旧農業経営基盤促進法の利用権設定の廃止に伴う変更が、大きな見直しの根拠となっております。なお、今回の見直しは、法改正によるものであるため、所得の目標数値や指標については、ございません。追加や修正すべき事項については、促進法や県の基本方針に基づき、作成しているものであります。新旧対照表の5ページをお開きください。左側が現行で、右側が見直しとなっております。変更点としましては、第2、第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の育成に関する事項を、大項目としております。新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みや、受け入れ環境の整備等が記載されております。農業を担う方の受け入れ環境の整備や市町村や関係機関との連携、定着に向けたサポート等について記載しております。変更前の基本構想に、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を転記したものになります。記載されております場所が変わっただけで、内容につきましては、変更のないものとなっております。新旧対照表の11ページをお開きください。この項目は、地域計画に関する記述となっております。協議の場の設定方法、協議の参加者、区域の基準、地域計画作成の進め方など、記載されております。例えば、協議の開催時期については、農繁期を除きましょう。参加者については、農業者だけでなく、関係機関も連携して参加する事、地域計画の区域については、人農地プランの区域

を基に設定するなど、県の基本方針に基づく地域計画の実現に向けた方向性を記載しているものであります。最後に（3）につきまして、ご説明いたします。新旧対照表では、11ページの真ん中あたりになります。変更点としましては、法改正による利用権設定等促進事業が、廃止となり、利用権の設定を促進すると、変更になっております。また、地域計画策定後の利用権についても、追記をしております。この事については、13ページをお開きください。13ページの真ん中に、（13）が記載されております。利用権設定促進事業は、令和5年4月1日で廃止となっておりますが、経過措置で、令和6年度の末までは、利用権の設定は可能ともなっております。経過措置はありますが、地域計画の策定が完了した地域については、経過措置は終了することになります。今後、地域計画策定後は、農地中間管理事業へ移行することが法で定められておりますので、その旨を（13）にてお示ししております。今回は、法改正によるもので、以上が大きな見直しであります。今後のスケジュールにつきましては、農業委員会の皆様やあいら農業協同組合からのご意見を頂き、必要に応じて、内容の修正をし、県と協議を行い、同意を得たうえで、9月中に変更の報告をする予定であります。以上で、説明を終わります。

議長

これより、議案第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、の質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員

はい14番、農業委員です。11ページに地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。また農業での利用が行われる農用地等の区域の設定については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。と記載されている。24プランのなかでは、都市計画区域、始良、加治木にあります。その区域には、農振農用地はありません。

事務局
(農政課)

基本的には、人・農地プランの実質化がおこなわれている区域を基に、それぞれの地域で、将来、農地としてどうしようか、の議論をしていただきます。そのなかで、農用地として守り続けるところを話し合っただき、下場の都市計画区域等を地域計画の区域に位置付けないのであれば、その地域の総意とのことで、決定事項となります。最初から外すではなく、地域の皆さんの総意ということで、と思いますので、ご理解ください。

委員	<p>目標地図とかについては、基本的に農振農用地にする。3種農地をどうこうすることは考えられないので、農振農用地をあげるのではないのでしょうか。</p>
事務局 (農政課)	<p>地域計画の範囲として、一番良いのではないかとの考えもありますが、地域計画の範囲としては、やはり地域の考えを聞くということで、最初は意見を聞くと。一回目は、24プランで協議していただいて、進めていただきたいと、思っております。</p>
委員	<p>はい1番、推進委員です。5ページ、6ページの赤字で書かれた文書ですが、今回の改定で新たに掲げるとの事でしょうか。</p>
事務局 (農政課)	<p>はい、5ページと6ページについては、変更前にも掲げていたものですが、取り扱いがこれまで小さかったところを、今回、大々的に項目を挙げて、掲載しております。もともとあったものを、大きく掲げているとのことです。その他の赤字になっている箇所は、修正、追加と、ご理解ください。</p>
委員	<p>ありがとうございました。新規就農者を見つけるとのことで、大事な時期であり、後継者が不足しているなかで、実現に向けてがんばりたいと思います。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p>
委員	<p>はい12番、推進委員です。新規就農者のなかには、農業に対し、のめり込みが足りないのではと感じる時がある。逆に、畑が荒らされていくのではと感じる時もあり、厳しく指導してもらいたい。利用権の内容も、処罰を含めて詳しく理解させないといけない。勝手にやめたりと、今後、出てくるかと思しますので、よろしく願います。</p>
事務局 (農政課)	<p>ありがとうございます。新規就農者への指導については、色々と不足する点もあるかと思えます。補助金を頂く際は、権利もあるが義務もあることを事前にしっかりと説明し、新規就農者については、できるだけ毎月訪問し声掛けをしているところです。それでも、改善がみられないケースは把握し、粘り強く顔を合わせて指導し、本人の農業経営の向上に努めさせていただき、また地域の協力を頂きながら、促していきたいところです。利用権についても、同じく権利と義務が発生しますので、事前に詳しく説明してまいります。</p>

委員	新規就農者だけではないです。農地を荒らす人は決まっていますから。その辺も、農政課にもお願いします。以上です
事務局 (農政課)	ご意見ありがとうございます。行き届かないところもあるかもしれませんが、コーディネーター、職員、農業委員会と共に、そのような農地が無いように努めてまいります。
議長	ほかに、ございませんか。
委員	はい9番、農業委員です。13ページの(13)に、農用地利用集積計画による利用権の新たな設定及び期間が満了した権利設定の更新を行わず、農用地利用集積等促進計画による権利の設定に移行する。とありますが、個人間での設定ができなくなるということですか。
事務局 (農政課)	今回の法改正に伴い、個人間での直接のやりとりではなく、農地中間管理機構が間に入り権利設定等を行うと、法で定められております。以上です。
委員	今、耕作している人は、あっち作り、こっち作りとしている人も多い。中間管理機構が、この人はここ、と設定をしていくとの事ですか。
事務局	まだ実務が始まっていないので、しっかりした答えにはなりません。まず、目標地図は地域の皆さんで作るものなので、中間管理機構というよりは、地域で、まず誰がどこを作るというのをつくっていただき、それにあてはまらない場合は、また、農地中間管理機構を介して、貸し借りをすると想定しています。
委員	人・農地プランを中心に、そういうプランを作っていけばよいとの事ですか。
事務局 (農政課)	地域計画は、10年後に誰がどこを作る計画で、今まで、持ち主と耕作者、それぞれでやっていた事が、農地中間管理機構を通すことになる場所です。今すぐに変えなければいけないとかではなく、地域計画では将来、誰が作れると、計画を作成しておけば、もし耕作できなくなっても、誰が次に耕作できると、スムーズな貸し借りができるようになります。

委員	<p>例えば、現在、利用権を10年程結んでいるケースもあるかと思いますが、これらも中間管理機構に移行しなければいけないとの事ですか。</p>
事務局 (農政課)	<p>現時点で利用権設定がされている農地や、経過措置で令和6年度末までに契約された農地は、新規、更新に関わらず、賃貸借期間が令和7年3月31日を過ぎても、引き続き期間満了までの契約となります。契約の途中でやり直す事にはなりません。</p>
委員	<p>はい15番、農業委員です。農地の名義、相続等を行わなければ、令和6年4月1日より10万円相当の過料をするとチラシで見ました。所有者が2代、3代前の名義のまま、それに関係する相続をなさいと、チラシを見たのですが、その時は10万円相当の過料が、誰に課せられるのか教えてほしい。</p>
事務局 (農政課)	<p>過料がある事は把握しておりますが、どういう方に等については、調べさせていただいてから、ご回答させていただきます。</p>
委員	<p>利用権設定や中間管理機構を通す場合にも関わってきますので、個々の経費もかかり、農家は厳しい中での負担増となり、例えば、行政書士さんの協力や、公的にできるシステムにする等、要望ですが、思っております。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>議案第10号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては、原案のとおり、決定いたしました。</p>
	<p>———— 日程第13 ————</p>
議長	<p>次に、日程第13、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。</p>

事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。8月は3件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、8月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	[発言 無]
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第14 ————
議長	次に、日程第14、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	[農業新聞の推進状況について] [農業者年金の表彰について]
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	[農地法の改正について] [利用状況調査について] [通知の送付について] [利用権の契約について]
議長	それでは、以上をもちまして、令和5年度、第5回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____

